

（問い合わせ先）
令和5年2月3日
農林水産局畜産課
担当者：吉川
内線：3603
電話：082-513-3598

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 搬出制限区域の解除について（県内4例目 第14報）

令和5年2月3日
畜産課

12月30日に、世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内4例目）については、搬出制限区域（発生農場を中心とした半径3～10 km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域）を設定していましたが、防疫措置完了後10日間を経過した後に実施した清浄性確認検査で陰性が確認されたため、国と協議し、2月3日（金）午前0時に解除しました。

なお、畜産関係車両の消毒ポイントについては、引き続き、運営を継続します。

1 搬出制限区域の解除

令和5年2月3日（金）午前0時00分

※5・6例目の制限区域に含まれている農場の制限は継続されるため、今回、制限解除となるのは、4農場（47万羽）。

2 消毒ポイントについて

7か所において、畜産関係車両の消毒を引き続き実施

3 今後の予定

2月8日（水）午前0時00分 移動制限区域の解除（防疫措置の完了から21日経過後）

4 報道機関へのお願い

- （1）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。